

キャッシュカードの1日当たりの引出し限度額の引下げについて (金融詐欺被害防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当金庫を含め県下9信用金庫におきまして、「キャッシュカード対象の特殊詐欺被害」を防止するため、高齢者の一部のお客さまにキャッシュカードからの引出し限度額を1日当たり50万円に制限しております。

こうした中、加害者の手口が近年巧妙化し預金詐欺及びキャッシュカード詐欺盗被害が未だ増加傾向にあることから、静岡県警察本部との連携の下、1日当たりの出金限度額を50万円から20万円に引き下げ、更なる被害防止等対策を実施させていただくことになりました。

お客さまには大変ご不便をおかけすることになりますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

次のお客さまはATMでの1日の現金お引出しが20万円までとなります。

1. 対象となるお客さま

当金庫のキャッシュカードをお持ちで下記2点いずれにも該当するお客さま。

①年齢70歳以上

②当金庫及び他行庫(他金融機関を含む)のATMで、直近3年間1日当たり20万円超の引出しをされていない口座のお客さま

2. 対応開始日

令和2年12月1日(火)より

【ご留意点】

＜上記のお客さまがATMでの1日の現金引出しの増額を希望される場合のお取り扱い＞

平日の営業時間内(午前9時から午後3時)に当金庫窓口へキャッシュカード・お取引印・本人確認書類(運転免許証・各種保険証等)をご持参のうえお申し出ください。確認後、お引出し金額の増額手続きを致します。なおキャッシュカードによるお預入は、従来通り可能となります。

本件に関するご質問・お問い合わせ等につきましては、当金庫本支店までご連絡下さい。

以上



創ります “夢あるあした”

富士宮信用金庫

<http://www.miyashin.co.jp>